

法令等遵守の体制

コンプライアンス（法定等遵守）とは、法令やルールを厳格に遵守することはもとより、さらには社会的規範を全うすることをいいます。

金融機関にはその社会的機能から高い公共性を求められており、コンプライアンスへの取組みが一層重要となっています。

稚内信用金庫では、「法令等遵守委員会」、さらに、「統括監査部」を設置し、法令等遵守の体制強化に努めています。また「稚内信用金庫行動綱領」、「法令等遵守マニュアル」、「公益通報者保護に関する規程」を制定し、役職員一人一人が地域金融機関としての社会的使命と高い公共性を常に自覚するとともに、責任ある健全な業務運営の遂行に努め、法令等遵守の浸透・定着を図っています。

また、毎年度コンプライアンスを実現するためのコンプライアンス・プログラムを策定し、「コンプライアンス教育研修」等を実施しています。



交通安全並びに金融防犯教室（2023年11月8日）
（稚内警察署のご協力により1976年より実施）



稚内警察署と連携した交通安全運動を実施
（2024年6月14日）

振り込め詐欺等の被害未然防止のため、取組みを強化!!



本店営業部
（2024年4月9日）



利尻富士支店
（2024年4月26日）

●啓発・注意喚起

高齢者等による高額なお取引（お振込等）につきましては、職員の声掛けによる啓発・注意喚起を励行し、被害の未然防止に努めていますが、加えて広報誌「ジャスト・ナウ」やホームページ等で啓発・注意喚起活動を強化しています。



特殊詐欺未然防止

本店営業部・利尻富士支店職員の適切な対応により特殊詐欺の被害を防止したとして、稚内警察署より感謝状を拝受いたしました。

マネー・ローンダリング等への対応

稚内信用金庫は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、法令等遵守委員会を統括部署として、法令等遵守委員会の担当役員を金庫責任者として定めるとともに、稚内信用金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

【稚内信用金庫行動綱領】〈序文〉

稚内信用金庫（以下、金庫という。）は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織の金融機関として、業界が掲げる〈中小企業の健全な発展〉、〈豊かな国民生活の実現〉、〈地域社会繁栄への奉仕〉の三つのビジョンの下、その社会的使命を自覚し地域の発展のために尽力してきた。

これからも、その社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するため、茲に行動綱領を定める。

2023年度コンプライアンス・プログラム達成状況

施 策	実 施 内 容
<p>1. 経営の関与</p> <p>【理事会】【常務会】</p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス・プログラムの決定 コンプライアンス・プログラムの進捗、達成状況の報告 <p>・重要事象の報告に係る検証</p> <p>【常務会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員の定例検査講評の立会い等による業務実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> 第656回定例理事会（2/28開催）にて決定 第661回定例理事会（12/5開催）にて進捗状況を報告、第663回定例理事会（4/16開催）にて達成状況を報告 該当なし <ul style="list-style-type: none"> 理事長による店舗巡回訪問等（23店舗、延85回） 専務理事ほか常務会メンバーによる営業店訪問等（全店舗、延149回） *ZOOMによる開催含む
<p>2. 遵守態勢の充実・強化</p> <p>【法令等遵守委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種ハラスメント、コンプライアンス違反、相談・苦情等記録、オペレーション・リスク報告、不祥事件の事例等に基づいた実務対応指導 <p>・「マネロンガイドライン「対応が求められる事項」」を踏まえたモニタリング態勢整備</p> <p>・新型コロナウイルス感染対策～緩和への対策</p> <p>【総合企画部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合企画部長指名による強制職場離脱の実施（監理監督者同士の1週間交換勤務） 職場離脱者を対象に実務指導力強化を目的とした本部研修の実施 <p>【全部店】</p> <ul style="list-style-type: none"> マネロン等防止対策、反社会的勢力および特殊詐欺等への対応 警察当局や顧問弁護士との講習会、意見交換会等の開催（自動車運転技能訓練等の実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて関係従業員を招集し、法令等遵守委員会協議を開催（10回） 勉強会実施（各部店へ指示）により、ハラスメントを許さない職場環境の醸成 交通事故・違反報告（13件）、相談・苦情等記録（13件）、オペレーション・リスク報告書（39件）の内容に対し、発信文書による注意喚起、個別指導等、随時対応 営業店役席者、実務担当者への個別指導（取引時確認の厳格化、不正取引への営業店対応、業務上のコンプライアンス指導、内部管理態勢、リスク管理上の留意点等、随時） マネロン等防止対策に係る規程類「基本方針」「対策要領」「リスク評価書策定要領」「顧客管理手順書」の制定 疑わしい取引の分析・蓄積・対応指導（41件） 「犯罪収益の移転にかかるリスク評価書」「犯収法等に伴う顧客の受入れに関する実務対応」の見直し *「SNSを通じて知り合った相手との取引」等を追加 アンケート結果を踏まえたマスク着用の緩和等 <ul style="list-style-type: none"> 本部（法令等遵守委員会、総合企画部）での実習（3名実施） 役席者の交換僚店研修（13店舗、13名実施） 5営業日以上連続職場離脱 237名全員実施 *業務点検の結果「問題なし」 <ul style="list-style-type: none"> 振り込み詐欺被害防止啓発運動（各警察署協力のもと各店舗にて実施） 4/14（北、枝幸）、6/15（南、枝幸、幌延）、8/13（本店、枝幸、幌延）、10/13（東、枝幸）、12/15（富岡、枝幸、中頓別、天塩）、2/15（北、枝幸、中頓別、豊富、幌延） 振り込み詐欺被害防止「模擬対応訓練」10/16（枝幸）、10/19（豊富） 強盗訓練（6/21天塩、9/13南） マネロン、反社会的勢力、特殊詐欺、疑わしい取引等の分析・対応（全店舗、随時） 交通安全勉強会（全店舗、2センター実施） 交通安全並びに金融防犯教室 稚内地区（11/8開催）
<p>3. 諸規程類</p> <p>【法令等遵守委員会】【本部各部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法施行、改正等に対応した規程、マニュアル等の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 本部各部の発議・提案等により法令等遵守委員会（協議）にて確認（19件）
<p>4. 遵守管理</p> <p>【監事会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 監事会による業務監査の実施 <p>【法令等遵守委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全指導（運転記録証明書による違反履歴の確認等） <p>【統括監査部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 統括監査部による定例検査および業務指導の実施（規程、要領、手順書等に基づく正確な事務処理に関する指導） <p>【本部各部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部各部による業務指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 業務執行の妥当性を検証するモニタリング～従業員ヒアリング（延40店舗）、勉強会等立会い（延41部店） 常勤監事による営業店監査（全店舗実施） <ul style="list-style-type: none"> 交通事故報告等による個別指導（違反履歴に関するコンプライアンスチェックは全員適正であることを確認） 統括監査部による定例検査（全部店、2センター実施） 監事と統括監査部は随時意見交換、情報を共有 <ul style="list-style-type: none"> 各部による業務指導（全店舗、延182回実施）
<p>5. 研修体制</p> <p>【総合企画部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修等に於ける法令等遵守教育の実施 <p>【全部店】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事例研究等サイバーセキュリティレベル高度化への研修の実施 弁護士、社会保険労務士等による法令や労働環境等に関する研修の実施（具体的事例紹介） 	<ul style="list-style-type: none"> 全信協、北信協主催研修 25講座 41名受講 新入職員研修（3月、10月開催）14名 通信講座 必修講座127名、任意講座185名受講 セミナー「サイバーセキュリティについて」開催（NECエグゼクティブディレクター（第162回営業店長会議）） 「事業承継相談」（木次谷学税理士）への職員同行（26社 延52回開催）26名参加 「事業承継勉強会」（9/13、11/15、1/30開催）31名参加

2024年度コンプライアンス・プログラム

項目	実施計画の具体的施策	実施時期
1 経営の関与	【理事会】【常務会】 <ul style="list-style-type: none"> ・次年度コンプライアンス・プログラムの決定 ・コンプライアンス・プログラムの進捗、達成状況の報告 ・重要事象の報告に係る検証 	第4四半期
	【常務会】 <ul style="list-style-type: none"> ・役員の定例検査講評の立会い等による業務実態把握 	随時
2 遵守態勢の充実・強化	【法令等遵守委員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーショナルリスク報告、相談・苦情等記録、各種ハラスメント・不祥事件・コンプライアンス違反事例等に基づく未然防止に向けた指導 ・「マネロンガイドライン『対応が求められる事項』」を踏まえた実務対応 ・新型コロナウイルス等感染症対策～予防の継続 	随時
	【総合企画部】 <ul style="list-style-type: none"> ・総合企画部長指名による強制職場離脱の実施 (管理監督者同士の交換勤務) ・職場離脱者等を対象に実務指導力強化を目的とした本部研修の実施 	
	【全部店】 <ul style="list-style-type: none"> ・マネロン等防止対策、反社会的勢力および特殊詐欺等への対応 ・警察当局や顧問弁護士との講習会、意見交換会等の開催 	
3 諸規程類	【法令等遵守委員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・法施行、改正等に対応した規程、マニュアル等の見直し 【本部各部】 <ul style="list-style-type: none"> ・法令と諸規程との整合性および各規程間の整合性についての検証 	適時
4 遵守管理	【監事会】 <ul style="list-style-type: none"> ・監事会による業務監査の実施 【法令等遵守委員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・防犯・防災態勢の点検 【統括監査部】 <ul style="list-style-type: none"> ・統括監査部による定例検査および業務指導の実施 (規程、要領、手順書等に基づく正確な事務処理指導) 【本部各部】 <ul style="list-style-type: none"> ・本部各部による業務指導の実施 	随時
5 研修体制	【総合企画部】 <ul style="list-style-type: none"> ・各種研修等に於ける法令等遵守教育の実施 【全部店】 <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士、社会保険労務士等による法令や労働環境等に関する研修の実施 (各種ハラスメントについて) 	随時

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は情報編22～23ページ参照）または法令等遵守委員会（電話：0162-22-0625）にお申し出ください。

【紛争解決措置】

札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法令等遵守委員会、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。

なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法令等遵守委員会にお問合わせ下さい。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども稚内信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、遵守事項を定め、お客さまからの信頼の向上に努めます。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。

また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

保険/共済募集指針

当金庫は、保険業法や中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律をはじめとする関係法令等を遵守し、適正な保険/共済募集を行うための方針として、「保険/共済募集指針」を定めております。

詳しくは当金庫ホームページ（<https://www.shinkin.co.jp/wakashin/>）をご覧ください。